

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あつせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. 締め切り迫る！！エシカル度チェックキャンペーン実施中！

茨城県エシカル消費特設ウェブサイト「エシカルいばらき」では、クイズに答えてエシカル関連商品が当たるキャンペーンを実施中です！

第4弾（1/1～1/31）は、アウトレット菓子やフェアトレード商品（チョコレート／コーヒー）を抽選で各10名様にプレゼントいたします！

是非、ご参加ください！

／

参加はコチラから = <https://ethical-ibaraki.com>

＼

～「エシカル消費」とは～

・エシカル（※）消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

（※）エシカル＝倫理的・道徳的

・持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任 つかう責任」に関連する取組

●問い合わせ先：茨城県生活文化課 生活G

●電話番号：029-301-2829

3. 1月から3月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です

関東甲信越地区の1都9県及び6政令指定都市及び国民生活センターでは、今年度も若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。

茨城県消費生活センターでは、成人式や卒業、進学・就職の時期に当たる1月から3月までの期間、市町村と連携して啓発活動を実施することにより、悪質商法等による若者の被害防止を図ります。

HP「いばらき消費生活なび」若者向けキャンペーン特設サイト

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/young.html>

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■